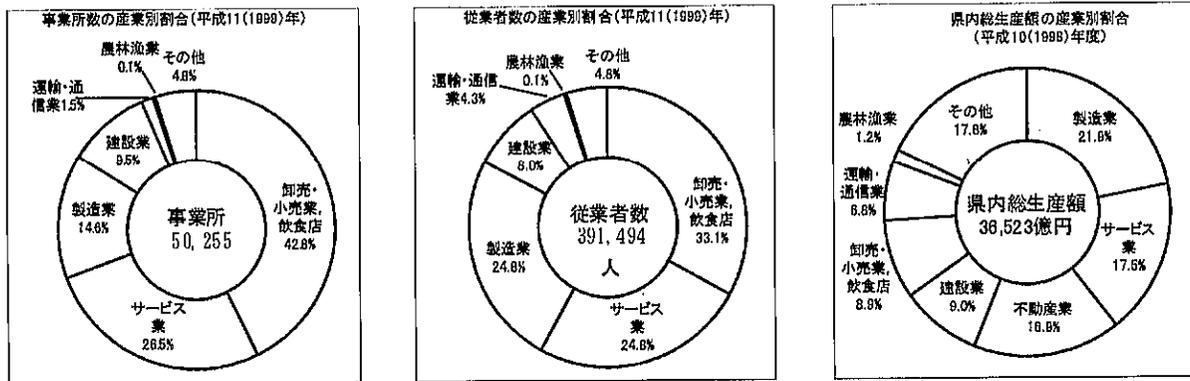


(c) 総生産

県内総生産は平成10(1998)年度 3兆6,523億円で、対前年度比は2.5%減となりました。

県内総生産の割合をみると、製造業は県内総生産全体の21.9%占めており、本県の主要産業となっています。建設業は9.0%で産業別では第4位となっています。

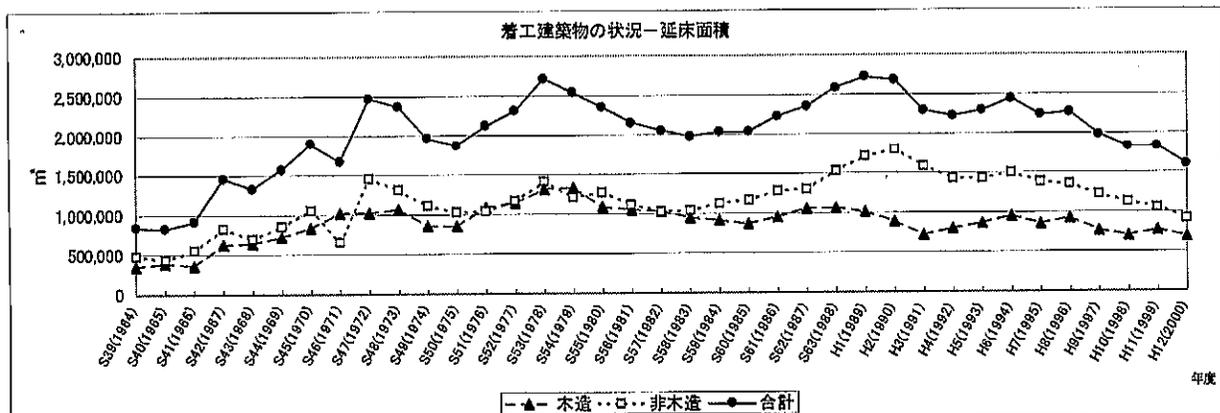
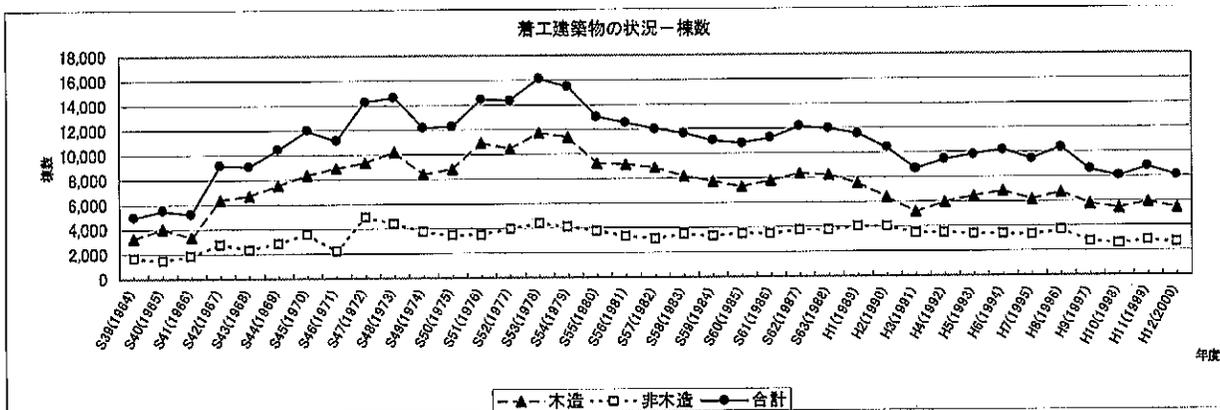


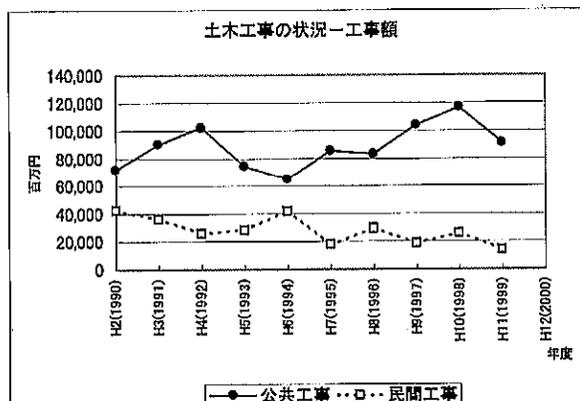
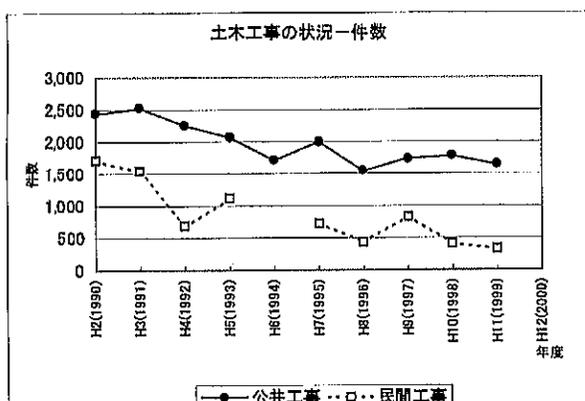
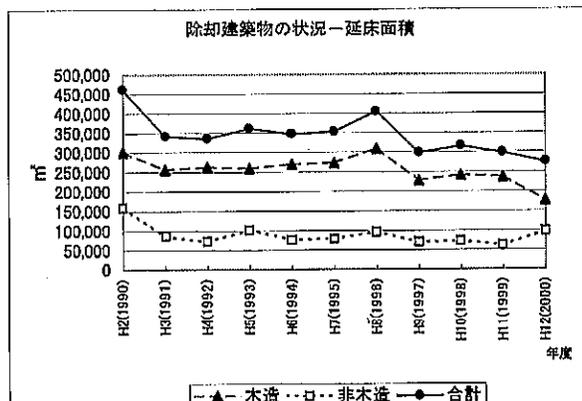
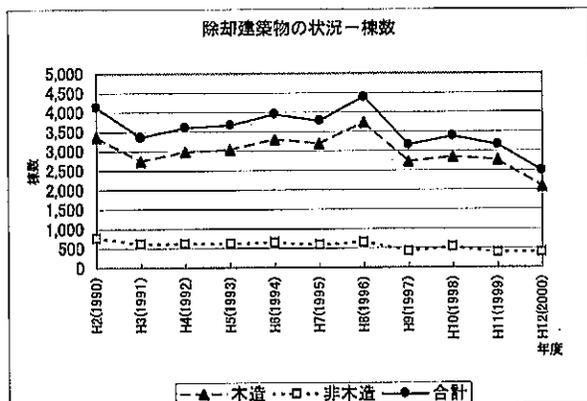
注：四捨五入の関係で構成比の合計が100%とならない場合があります。

資料出典：奈良県統計年鑑

②建設工事の実施状況

建築物の新築・解体(除却)工事、土木工事は、平成7(1995)年度以降、経済の低迷等を反映して減少傾向にあります。





資料出典：着工建築物及び除却建築物：「建築統計年報」(国土交通省)  
土木工事：「公共工事着工統計」「民間土木工事着工統計」(国土交通省)。なお、同調査は、平成12年度より「建設工事受注動態統計調査」に統合・変更になりました。  
そのため、平成12年度データは平成11年度までのデータと連続性がないことから、表示していません。なお、同調査は工事件数を調査していません。  
平成6年度の民間土木工事の工事件数が異常値のため表示していません。

### ③特定建設資材廃棄物の発生実態

コンクリート塊(※)、建設発生木材(※)の奈良県における平成12(2000)年度の発生量は、平成7(1995)年度に比較して増加しています。これに対してアスファルト・コンクリート塊(※)の発生量は、減少しています。

また、平成12(2000)年度におけるこれら特定建設資材廃棄物の再資源化率は、平成7(1995)年度に比較して全ての品目で向上しており、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊では90%を超えています。建設発生木材の再資源化率は46%、焼却施設における縮減を加えた再資源化等率では86%となっています。

※ コンクリート塊<sup>かい</sup> … コンクリートが廃棄物となったもの、コンクリート及び鉄から成る建設資材(鉄筋コンクリート二次製品等)に含まれるコンクリートが廃棄物となったもの  
アスファルト・コンクリート塊<sup>かい</sup> … アスファルト・コンクリートが廃棄物となったもの  
建設発生木材 … 木材が廃棄物となったもの(この資料では建設リサイクル法の義務がからない伐採木等を含みます。)

奈良県における建設廃棄物の発生量等(公共・民間合計値)

土木事務所管内	平成7(1995)年度			平成12(2000)年度		
	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート	建設発生木材	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート	建設発生木材
発生量(千ト)						
奈良	65	56	14	92	82	12
郡山	58	62	18	49	49	9
高田	79	80	8	66	42	9
桜井	32	13	4	67	34	7
大宇陀	29	34	0	21	12	5
吉野	31	28	1	28	21	8
五條	31	4	0	14	14	2
県全体	325	277	45	336	253	50
県全体再資源化等率(%)	23.1	92.6	(9.6)	91.7	98.0	86.0(46.0)

注:土木事務所管内数値は、全県値から推定。  
 県全体数値は、四捨五入の関係で土木事務所数値の合計と一致しない場合があります  
 建設発生木材には建設リサイクル法の対象外である抜根材、立木を含みます。  
 建設発生木材の再資源化等率は、再資源化施設及び焼却施設への搬出率。  
 ただし、()内は再資源化施設への搬出率。

④再資源化等施設・最終処分場の立地・稼働状況

(a) 再資源化等施設(平成13(2001)年8月現在)

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の再資源化施設は、県内に24施設が立地しており、県内の年間処理能力の合計は、約1,560千tです。

一方、建設発生木材の再資源化施設は、県内に7施設が立地しており、年間の処理能力の合計は、約100千tです。ただし、解体工事から発生した廃木材を処理していない施設もあります。

また、縮減のための焼却施設は6施設が立地していますが、廃棄物処理法・ダイオキシン類対策特別措置法による平成14(2002)年12月1日以降の構造基準・排出ガス等の規制に対応できている施設は、現時点では2施設となっています。

<特定建設資材廃棄物の再資源化施設の立地状況>

(As:アスファルト・コンクリート Co:コンクリート)

(平成13年8月1日現在)

	As塊・Co塊						建設発生木材			
	As塊のみ	Co塊のみ	As塊及びCo塊受入		As再生	再生碎石	再資源化	焼却	その他	計
			As塊及びCo塊受入	計						
施設数	3	2	19	24	3	21	7	2 (6)	0	9 (13)
処理能力(日) t ①	347	1,280	6,162	7,788	1,240	6,548	510	4 (24)	0	514 (534)
年間処理能力 千t ①×200日	69	256	1,232	1,558	248	1,310	102	1 (5)	0	103 (107)

※焼却施設の( )は、ダイオキシン規制未対応を含む全体数値

(b) 最終処分場(平成13(2001)年8月現在)

産業廃棄物の安定型処分場は7か所、管理型処分場は2か所が立地しています。

なお、安定型最終処分場の推定残余容量は計約50万m<sup>3</sup>ですが、7施設のうち2施設については、残余容量がほぼ0m<sup>3</sup>となっています。

(平成13年8月1日現在)

	最終処分場	
	安定型処分場	管理型処分場
施設数	7	2
全体容量 m <sup>3</sup>	1,947,470	1,184,230
残余容量 m <sup>3</sup>	539,119	763,443

## (2) 本県において工事の事前届出等を義務づける規模の基準

(建設リサイクル法第9条第4項により、県が条例で定めることができる建設工事の規模の基準)

平成14(2002)年5月30日から適用する本県における規模の基準は政令と同一とします。

### ◎政令で定める規模の基準

・建築物の解体工事	床面積の合計	80㎡以上
・建築物の新築・増築工事	床面積の合計	500㎡以上
・建築物のその他の工事	請負代金の額	1億円以上
・その他工作物・土木工事	請負代金の額	500万円以上

都道府県は、特定建設資材廃棄物の再資源化施設や最終処分場の処分量の見込みなどの事情から判断して、国が政令で定める規模の基準によっては、都道府県内で発生する特定建設資材廃棄物の再資源化が十分に行われないと認められるときは、条例によって規模の基準を定めることができるとされていますが、本県における規模の基準は、国が規模の基準を設定したときの考え方などをもとに、次のように考えて政令と同一に設定することとしました。

#### ①建築物の解体工事

建設リサイクル法が制定された背景は、建築物の解体工事から発生した廃棄物の不法投棄の多さでした。これを考慮して、解体工事から発生する廃木材(建設発生木材)については、従来の再資源化等目標値90%(国が「建設リサイクル推進計画'97」で定めた平成12(2000)年度の目標値)を上回る95%の再資源化等率を達成することを目標としています。

この95%という目標を達成するためには、現在の廃木材の再資源化率が40%台であることを考慮すると、延床面積で全体の91%程度を建設リサイクル法の対象とし、これらの再資源化等率を100%にまで引き上げる必要があります。そして、この率(91%程度)を確保するためには、延床面積で80㎡以上の解体工事を対象とする必要があることがわかります(次ページの表)。このようなことから、国においては、建築物の解体工事に関する規模の基準について、工事を行う部分の延床面積80㎡以上としています。

本県において規模の基準を延床面積80㎡以上としたときに対象となる率は、国全体の91%を上回る93.6%であり、本県においても延床面積80㎡以上の解体工事について事前届出等を義務づけることにより、95%以上の再資源化等率を達成することが可能と考えられます。

建築物解体工事の延床面積規模別捕捉率の推定結果  
 (昭和39(1964)年から平成10(1998)年までの着工建築物の平成10(1998)年時点での残存(ストック)状況)

延床面積規模			合計	30m <sup>2</sup> 以上	70m <sup>2</sup> 以上	80m <sup>2</sup> 以上	90m <sup>2</sup> 以上	100m <sup>2</sup> 以上	150m <sup>2</sup> 以上
全国	棟数	木造	25,157,737	22,939,652	17,630,583	15,582,721	13,275,510	10,971,981	3,710,267
		非木造	11,578,368	10,333,135	8,730,745	8,205,968	7,686,707	7,167,432	4,666,628
		計	36,736,105	33,272,787	26,361,328	23,788,689	20,962,217	18,139,413	8,376,895
	延床面積 m <sup>2</sup>	木造	2,593,078,082	2,548,032,292	2,277,880,390	2,125,118,266	1,929,931,291	1,711,847,090	829,405,836
		非木造	4,430,709,335	4,406,008,882	4,325,931,510	4,286,814,582	4,242,959,980	4,193,784,452	3,885,523,860
		計	7,023,787,417	6,954,041,174	6,603,811,900	6,411,932,848	6,172,891,271	5,905,631,542	4,714,929,696
奈良県	棟数	木造	243,131	233,968	208,904	188,361	159,243	127,959	44,193
		非木造	115,395	101,122	90,909	84,153	76,747	70,019	40,555
		計	358,526	335,090	299,813	272,514	235,990	197,978	84,748
	延床面積 m <sup>2</sup>	木造	28,603,799	28,418,163	27,081,452	25,543,721	23,076,239	20,114,397	10,026,050
		非木造	40,258,441	39,973,718	39,447,392	38,941,686	38,315,845	37,579,165	34,014,279
		計	68,862,240	68,391,881	66,528,844	64,485,407	61,392,084	57,793,562	44,040,329
全国 %	棟数	木造	100.0%	91.2%	70.1%	61.9%	52.8%	43.6%	14.7%
		非木造	100.0%	89.2%	75.4%	70.9%	66.4%	61.9%	40.3%
		計	100.0%	90.6%	71.8%	64.8%	57.1%	49.4%	22.8%
	延床面積	木造	100.0%	98.3%	87.3%	82.0%	74.4%	66.0%	32.0%
		非木造	100.0%	99.4%	97.6%	96.8%	95.8%	94.7%	87.7%
		計	100.0%	99.0%	94.0%	91.3%	87.9%	84.1%	67.1%
奈良県 %	棟数	木造	100.0%	96.2%	85.9%	77.5%	65.5%	52.6%	18.2%
		非木造	100.0%	87.6%	78.8%	72.9%	66.5%	60.7%	35.1%
		計	100.0%	93.5%	83.6%	76.0%	65.8%	55.2%	23.6%
	延床面積	木造	100.0%	99.4%	94.7%	89.3%	80.7%	70.3%	35.1%
		非木造	100.0%	99.3%	98.0%	96.7%	95.2%	93.6%	84.5%
		計	100.0%	99.3%	96.6%	93.6%	89.2%	83.9%	64.0%

注：最大の廃棄率を着工後、木造建築物は31年、非木造建築物は37年とする正規分布の廃棄率関数を仮定し、昭和39(1964)年から平成10(1998)年までの着工建築物データに基づき平成10(1998)年末での残存建築物の状況を推定したものの。

## ②建築物の新築・増築工事

国においては、建築物の新築・増築工事に関する規模の基準について、延床面積80m<sup>2</sup>の解体工事と同程度の量の廃棄物が発生するものとして、新築・増築工事を行う部分の延床面積500m<sup>2</sup>以上としています。このことから、本県における建築物の新築・増築工事に関する規模の基準は、国と同様に、延床面積500m<sup>2</sup>以上とします。

### <建築物の工事から発生する廃棄物の量の比較>

○解体工事	床面積	70m <sup>2</sup>	80m <sup>2</sup>	90m <sup>2</sup>	100m <sup>2</sup>
	廃棄物発生量	36t/棟	42t/棟	49t/棟	55t/棟
○新築工事	床面積	500m <sup>2</sup>	600m <sup>2</sup>	700m <sup>2</sup>	1000m <sup>2</sup>
	廃棄物発生量	44t/棟	53t/棟	61t/棟	87t/棟
○維持・修繕工事	床面積	5000万円	1億円	2億円	3億円
	廃棄物発生量	21t/棟	41t/棟	82t/棟	123t/棟

資料：国土交通省作成資料より

## ③建築物のその他の工事

建築物を維持・修繕等する工事は、解体工事や新築・増築工事に比べて、廃棄物の発生量が少なく、また建築物の長期的使用のためにも必要な工事です。

国においては、これらの工事に関する規模の基準についても、延床面積80m<sup>2</sup>の解体工事と同程度の量の廃棄物が発生するものとして、請負代金の額1億円以上としています。

このことから、本県における建築物のその他の工事に関する規模の基準は、国と同様に、請負代金の額1億円以上とします。

#### ④その他工作物・土木工事

土木工事はその多くが公共事業であり、また建設リサイクルの推進には公共事業が先導的役割を果たすべきですから、民間工事を中心となる建築物の解体工事における目標より高い目標を設定する必要があると考えます。このことから国においては、建築・土木の両方を含む工作物・土木工事に関する規模の基準について、請負代金の額500万円以上とすることで、特定建設資材廃棄物の発生量の96.5%以上が対象となるよう定めています。

本県において、規模の基準を請負代金の額500万円以上としたときに対象となる率は、建築物の解体工事について対象となる率(93.6%)を上回る93.8%となっています。このことから、本県におけるその他工作物・土木工事に関する規模の基準は、国と同様に、請負代金の額500万円以上とします。

土木工事の工事金額別 発生量、工事件数(平成7(1995)年度)

工事金額		100万円 以上	500万円 以上	1000万円 以上	1500万円 以上	2000万円 以上	2500万円 以上	5000万円 以上	1億円 以上
全国	3品目発生量合計 <sup>ト</sup>	23,218,565	22,394,572	20,909,702	19,349,486	17,911,669	16,580,076	11,803,175	7,327,158
	工事件数	389,059	263,938	189,848	150,412	122,571	102,340	46,180	17,424
奈良県	3品目発生量合計 <sup>ト</sup>	110,490	103,598	90,194	80,830	70,406	64,041	37,329	21,072
	工事件数	2,997	1,764	1,135	826	632	524	224	83
全国 %	3品目発生量合計	100.0%	96.5%	90.1%	83.3%	77.1%	71.4%	50.8%	31.6%
	工事件数	100.0%	67.8%	48.8%	38.7%	31.5%	26.3%	11.9%	4.5%
奈良県 %	3品目発生量合計	100.0%	93.8%	81.6%	73.2%	63.7%	58.0%	33.8%	19.1%
	工事件数	100.0%	58.9%	37.9%	27.6%	21.1%	17.5%	7.5%	2.8%

注:「H7センサス」(建設省)総量調査データ(工事額100万円以上の工事を対象とする全数調査)による。  
公共土木工事と民間土木工事の合計値。  
3品目:コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材

### (3) 本県における廃木材(建設発生木材)の再資源化の促進についての基本的方向 (建設リサイクル法第17条により、県が条例で定めることができる距離の基準)

建設リサイクル法第16条では、指定建設資材廃棄物について、国が省令で定める距離の基準の圏内に再資源化施設が存在しない場合や、地理的条件・交通事情などにより再資源化をすることには相当程度に経済性の面での制約があるといった場合には、「再資源化に代えて縮減をすれば足りる」と規定しています。すなわち、指定建設資材廃棄物である廃木材(建設発生木材)については、国が省令で定める距離の基準の圏内では再資源化しなければなりません、圏外では縮減(焼却)をすることもやむを得ないということになります。

都道府県は、都道府県内における廃木材の発生量の見込み、最終処分場の処理量の見込みなどの事情を考慮して、廃木材の再資源化率を高める必要があると認められるときは、条例によって距離の基準を定めることができるとされています。

国の省令では、廃棄物の運搬費用など廃棄物処理の実態を考慮して、廃木材の再資源化を義務づける距離の基準を50km(直線距離)と定めています。

本県における再資源化施設(破砕後に再生利用する施設)の立地状況、今後の廃木材の発生量の見込みから判断すると、再資源化施設から50km圏内の再資源化を義務づけることで、県内発生量の大部分を再資源化することが可能です。このことから、本県における廃木材の再資源化に関する距離の基準は、国と同様に、直線距離で50km圏内とします。

なお、大阪府・京都府等に立地する再資源化施設から50km圏内となる区域では、状況にも

よりですが、県外への搬出も考慮していただくこととなります。

受入可能ないずれの再資源化施設からも50km圏外となる区域においては、廃木材を縮減（焼却）することが認められます。ただし、焼却施設の設置や管理は、廃棄物処理法・ダイオキシン類対策特別措置法等に従って行う必要があります、とくに平成14(2002)年12月以降は新しく適用される基準を守らなければなりません。よって、50km圏内に受入可能な再資源化施設・焼却施設のどちらもが存在しない場合は、50km圏外の再資源化施設における再資源化を優先して行うこととなります。

### 3. 建設資材廃棄物の発生を抑制するための方策

#### 3. 1 建設資材廃棄物の発生を抑制する必要性

建設資材廃棄物は、産業廃棄物に占める割合が高い一方で、減量することが困難なものが多く、限られた資源を有効に活用する観点から、最終処分量を減らすとともに、発生を抑制することが特に重要となっています。

#### 3. 2 関係者の役割

建設資材廃棄物の発生を抑制することは、建築物・工作物についての工事計画・設計を行う段階から考慮しておく必要があります、関係者は、適切な役割分担のもとで連携しながら、それぞれが積極的に取り組むことが必要です。

##### (1) 建築物等の所有者

建築物・工作物を所有する方は、自らが所有する建築物等について適切な維持管理・修繕を行い、建築物等の長期的使用に努める必要があります。

##### (2) 建設資材の製造者

建設資材の製造に携わる方は、工場等における建設資材のプレカット等を実施し、また、その耐久性の向上に努めることが必要です。修繕が可能なものについては、その修繕体制の整備に努める必要があります。

##### (3) 建築物等の設計者

建築物・工作物の設計に携わる方は、建築物等の用途・構造等に関する発注者の要求に対応しながら、構造躯体等の耐久性の向上を図る必要があります。

また、維持管理・修繕を容易にするなど、その長期的使用のための設計に努め、また、端材の発生が抑制される施工方法を採用し、そのような建設資材を選択することに努める必要があります。

##### (4) 発注者

工事を発注する方は、建築物・工作物の用途・構造など建築物等に要求される性能に応じ、技術的・経済的に可能な範囲で、建築物等の長期的使用に配慮した発注に努める必要があります。また、使用された建設資材の再使用に配慮するよう努める必要があります。

##### (5) 工事の施工者

工事を施工する方は、端材の発生が抑制される施工方法を採用し、そのような建設資材を選択することに努めるほか、再使用可能な物を再使用できる状態にする施工方法を採用し、耐久